ショックボタンを有さない自動体外式除細動器(オートショック AED)の使用時の注意

Q: これまでの自動体外式除細動器(AED)はショックボタンを押すことで電気ショックが作動するものでしたが、今回、オートショック AED が販売されたことで気を付けることは何でしょうか?

A: オートショック AED では、除細動が必要と判断された場合には、患者から離れるよう音声ガイドが流れ、カウントダウン又はブザーが鳴り、その後自動で除細動ショックが実施されます。周囲にいる人は感電しないように注意しましょう。

ショックボタンを有さない自動体外式除細動器(オートショック AED)が販売されています。この商品は、2021年7月14日に製造販売承認を取得し、8月から販売が開始されました。このことを踏まえて、従来のショックボタンを有する AED との相違点や使用上の注意点及び情報提供等がとりまとめられています。



販売名: サマリタン™ PAD360P (日本ストライカー株式会社)

日本初のオートショック AED です。従来の AED と識別 するため、上記のロゴシールが製品に貼付されています。

【相違点】

(1) ショックボタンを有する AED

患者の胸部に電極パッドを貼付すると心電図が自動解析され、除細動の要否が判断されます。除細動が必要と判断された場合には、患者から離れるよう音声ガイドが流れ、ショックボタンを押すよう音声ガイドが流れます。患者に接触している人がいないことを確認した後、救助者がショックボタンを押すことによって除細動ショックが実施されます。

(2) オートショック AED

患者の胸部に電極パッドを貼付すると心電図が自動解析され、除細動の要否が判断されます。除細動が必要と判断された場合には、患者から離れるよう音声ガイドが流れ、カウントダウン(例:スリー、ツー、ワン)又はブザーの後に除細動ショックが実施されます。

【オートショック AED の使用上の注意点】

平成16年7月通知における各講習を既に受講した救助者は、オートショック AED を使用する際にショックボタンが存在しないことに混乱するおそれがあります。また救助者等が除細動ショックの際に患者から離れることが遅れた場合、当該救助者等が放電エネルギーにより感電するおそれがあります。

【コロナ禍における救命蘇生法】

厚生労働省より「救急蘇生法の指針2015(市民用)」がでていますが、2020年5月21日に発出された追補では、コロナ禍における救急蘇生法が記載されています。

1. 基本的な考え方

- ・胸骨圧迫のみの場合を含め心肺蘇生はエアロゾル(ウイルスなどを含む微粒子が浮遊した 空気)を発生させる可能性があるため、新型コロナウイルス感染症が流行している状況に おいては、すべての心停止傷病者に感染の疑いがあるものとして対応する。
- ・成人の心停止に対しては、人工呼吸を行わずに胸骨圧迫と AED による電気ショックを実施する。
- ・子どもの心停止に対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を 行う意思がある場合には、人工呼吸も実施する。
 - ※子どもの心停止は、窒息や溺水など呼吸障害を原因とすることが多く、人工呼吸の必要性が比較的高い。

2. 救急蘇生法の具体的手順

新型コロナウイルス感染症の疑いがある傷病者への「一次救命処置」は、次のとおり実施する。

・「反応を確認する」、「呼吸を観察する」

確認や観察の際に、傷病者の顔と救助者の顔があまり近づきすぎないようにする。

・「胸骨圧迫を行うし

エアロゾルの飛散を防ぐため、胸骨圧迫を開始する前に、ハンカチやタオルなどがあれば傷病者の鼻と口にそれをかぶせるように変更する。マスクや衣服などでも代用できる。

・「胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組み合わせ」

子どもに対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、胸骨圧迫に人工呼吸を組み合わせる。その際、手元に人工呼吸用の感染防護具があれば使用する。感染の危険などを考えて人工呼吸を行うことにためらいがある場合には、胸骨圧迫だけを続ける。

【参考資料】

- 1) 総務省消防庁ホームページ「救命蘇生法の指針2015 (市民用)」 https://www.fdma.go.jp/publication/portal/items/kinkyu_sosei.pdf
- 2) 厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた市民による救急蘇生法について(指針)」https://www.mhlw.go.jp/